

○大雪消防組合警防規程実施要綱

〔平成26年4月1日〕
要綱第2号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 安全管理（第2条～第4条）
- 第3章 警防業務
 - 第1節 警防調査（第5条～第7条）
 - 第2節 警防計画（第8条～第11条）
 - 第3節 水利（第12条～第18条）
 - 第4節 消防機械器具（第19条～第28条）
 - 第5節 職員点検（第29条～第31条）
 - 第6節 警防訓練（第32条～第34条）
- 第4章 警防活動体制
 - 第1節 警防活動組織（第35条・第36条）
 - 第2節 消防隊部隊の運用体制（第37条～第39条）
 - 第3節 現場指揮（第40条～第43条）
- 第5章 災害現場における警防活動
 - 第1節 活動の原則（第44条）
 - 第2節 警防活動の要領（第45条～第50条）
 - 第3節 自然災害活動の要領（第51条～第56条）
 - 第4節 武力攻撃災害の活動要領（第57条～第62条）
- 第6章 警防活動の報告（第63条・第64条）
- 第7章 雑則（第65条～第67条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、大雪消防組合警防規程（平成26年訓令第7号。以下「警防規程」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2章 安全管理

（安全管理）

第2条 消防職員（以下「職員」という。）は、警防活動及び警防訓練（以下「訓練等」という。）の実施時における安全管理について次条及び第4条に掲げる事項を遵守し安全の確保に努めなければならない。

（警防活動時の安全管理）

第3条 警防活動時は、現場最高指揮者及び各隊長（以下「指揮者等」という。）は連携を密にして次に掲げる安全管理に努めなければならない。

- （1）災害の種別、規模等に応じた部隊を適正に配置し、隊員の安全管理を配慮した指揮に努めること。
- （2）隊員の疲労、健康障害等を考慮し、部隊の交代及び再編成等必要な安全措置を講ずること。
- （3）災害の種別及び規模等に応じた危険要因の把握に努め、災害現場の状況が急変した場合は、速やかに退避等の指示を与えること。

2 警防活動時に隊員は次に掲げる事項を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

- (1) 指揮者等の指示、命令の下に統制ある行動をとること。
- (2) 指揮者等及び他の隊員との連携を密にし、災害現場の状況が急変した場合は、その旨を直ちに指揮者等へ報告すること。

(訓練時の安全管理)

第4条 訓練時における最高指揮者は、当該訓練の内容に応じて安全管理者を指定し安全管理に努めなければならない。

2 安全管理者は、次に掲げる事項を遵守し隊員の安全の確保に努めなければならない。

- (1) 訓練計画を事前に検討し危険要因を把握するとともに、必要な安全措置を講ずること。
- (2) 訓練実施前及び実施中における隊員の動向を監視し、事故防止に努めること。
- (3) 訓練内容に応じた隊員の疲労を考慮して、適宜休憩を与えること。

3 訓練時に隊員は、次に掲げる事項を遵守し安全の確保に努めなければならない。

- (1) 訓練実施に際し、厳正な規律を保持するとともに、指揮者等の統制下において行動すること。
- (2) 訓練内容に応じた保護具の装着を行い、使用に際しては正しくこれを使用すること。

4 訓練最高指揮者は、防災組織等の構成員その他の住民（以下「防災組織等の構成員」という。）が参加する訓練指導時にあっては、事前に防災組織等の構成員に訓練内容を周知するとともに、必要に応じて安全管理を行う者を配置する等の安全措置をとらなければならない。

第3章 警防業務

第1節 警防調査

(警防調査)

第5条 消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内の警防活動を円滑に推進するため、所属職員に次に掲げる警防調査を実施させるものとする。

- (1) 地理水利調査 火災の際に使用する消防水利及び警防活動上支障があると認める地形、道路、橋梁その他これらに類する地理についての調査
- (2) 災害危険区域調査 木造建物密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物又は高圧ガス等により災害の発生に際し被害が拡大するおそれのある危険箇所及び大規模木造建物等の特殊建物についての調査

(警防調査区分)

第6条 地理水利調査は、警防活動上必要な地理及び水利の状況に精通するとともに、その実態を把握して円滑に警防活動を遂行するため、次に掲げるとおり実施するものとする。

- (1) 普通調査 新たに建造された道路、建物又はこれらに係る工事の届出があった場合にその都度調査する。
 - (2) 定期調査 水利に精通するとともに、消防水利ごとの有効水量及び使用上の障害又は故障等の状況について定期的に行う。
 - (3) 特別調査 何らかの事情により、警防活動上障害となる状況が発生し又は発生していると予想される場合に行う。
- 2 災害危険区域調査は、警防活動上必要な実態を把握して円滑に警防活動を遂行するため、次に掲げるとおり実施するものとする。
- (1) 普通調査 新たに建造された施設があった場合にその都度調査する。
 - (2) 定期調査 警防計画に定めるものの状況、状態の変更及び活動障害等について定期的に行う。

- (3) 特別調査 何らかの事情により、警防活動上障害となる状況が発生し又は発生していると予想される場合に行う。

3 前2項に掲げる定期調査の実施は、署長が定めるものとする。

(調査報告)

第7条 警防調査の報告は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火栓調査書（別記様式第1号）
(2) 防火水槽調査書（別記様式第2号）

第2節 警防計画

(警防計画の種別)

第8条 美瑛消防署、東消防署、当麻消防署、比布消防署及び愛別消防署（以下「署所」という。）の警防計画の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 危険地区警防計画 木造建築物が密集する地区、水利が不足する地区又は集落が林野に隣接する地区であって、火災が発生した場合に延焼拡大する危険の高いものについて定める計画
(2) 特殊建築物等警防計画 消防対象物等で、その構造、形態が特殊なことから、災害が発生した場合に警防活動に困難を伴うことが予想されるものについて定める計画
(3) 自然災害警防計画 水災、地震、噴火等が発生した場合（法令等の規定に基づき別に防災に関する計画が定められている場合を除く。）を想定して定める計画

(警防計画の作成)

第9条 警防計画は別表第1の基準によるほか、次に掲げるところにより作成するものとする。

- (1) 危険地区警防計画は、別記様式第3号による。
(2) 特殊建築物等警防計画は、別記様式第4号による。
(3) 自然災害警防計画は、別記様式第5号による。

2 前項第1号の警防計画には、火災が延焼拡大して大火流になり人命、財産の被害が著しく大きくなるおそれがある場合には、延焼を阻止する火災防ぎょ線を設定すること。

(警防計画の変更)

第10条 警防調査の実施により警防計画に変更の必要がある場合は、これを変更しなければならない。

(警防計画の管理)

第11条 警防計画は次に掲げるところにより管理し、活用するものとする。

- (1) 警防計画は、署所において、第8条に規定する種別ごとに管理する。
(2) 警防計画は、現場活動に活用する。
(3) 警防計画は、訓練及び研修に活用する。

第3節 水利

(水利の区分)

第12条 水利は、次に掲げるとおり区分するものとする。

- (1) 公設水利 公設消火栓及び公設防火水槽
(2) 私設水利 公設水利以外の私設消火栓及び私設防火水槽
(3) 指定水利 警防規程第10条の規定により指定した水利
(4) その他の水利 前各号に掲げる以外の水利

(水利の指定)

第13条 署長は、水利の指定を行うときは、所有者等に消防水利指定承諾書（別記様式第6号）により消防水利の承諾を得るものとする。

- 2 署長は、水利指定の所有者等が水利を変更し、撤去し、又は使用できない状態とする場合には、指定水利変更等届出書（別記様式第7号）により、事前に当該変更等に係る届出を受けるものとする。

（水利標識の種別及び規格）

第14条 水利標識の種別は、消火栓標識、防火水槽標識及び指定水利標識とし、それぞれの規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公設水利に設置する標識の規格は、「消防水利標識について」（昭和45年消防防第442号）による。
- (2) 指定水利に設置する標識の規格は、消防施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第1の4による。

（消火栓の使用）

第15条 署長は、災害以外で消火栓を使用するときは、構成町の所管課に届出等を行うものとする。

- 2 署長は、消火栓を使用したときは、消火栓・防火水槽使用水量記録表（別記様式第8号）に記録し構成町の所管課にこれを報告するものとする。

（私設消火栓等の使用）

第16条 署長は、第12条第2号に規定する私設水利のうち構成町の水道施設より配水されているものを消火活動又は訓練のため使用した場合で、当該私設水利の関係者からその使用の確認を求められたときは、私設消火栓等使用届出（別記様式第9号）により処理するものとする。

（水利台帳）

第17条 署長は、次に掲げる水利台帳を備えておくものとする。

- (1) 消火栓台帳（別記様式第10号）
- (2) 防火水槽台帳（別記様式第11号）
- (3) 指定消防水利台帳（別記様式第12号）

（水利図の備え）

第18条 署長は、管轄内の消火栓、防火水槽、指定消防水利及び警防活動上必要と認める範囲の水利を記載した水利図を備えておくものとする。

第4節 消防機械器具

（点検整備の種類）

第19条 署所における消防機械器具の点検整備は、次に掲げるものとする。

- (1) 日常点検整備 毎日、上下番者勤務交替時に行う点検
- (2) 使用後点検整備 使用後に行う点検
- (3) 週点検整備 毎週1回、点検日を定めて行う点検
- (4) 月点検整備 毎月1回、点検日を定めて行う点検
- 2 署長は、前項各号のほか点検及び整備を必要と認めたときは、適時行うものとする。

（日常点検整備）

第20条 日常点検整備は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2及び大雪消防組合職員の服務に関する規程（昭和48年訓令第4号）第23条に基づく運行前点検を行うものとする。
- (2) 必要に応じて給油、調整、注油、締付け、整頓及び積載機械器具の機能発揮に必要な事項について行うものとする。

（使用後点検整備）

第21条 災害等の警防活動が終了した時に機械各部、積載状態及び付属器具の点検、清掃、洗浄並びに整頓について行うものとする。

（週点検等の整備）

第22条 週点検整備及び月点検整備は、第20条及び第21条の規定に準じて行うものとする。

（委託点検整備）

第23条 委託点検整備は、次に掲げるものとする。

- （1） 署において行うことが困難な点検整備
 - （2） 道路運送車両法第48条に規定する点検整備
 - （3） 特殊な構造及び性能を有するものの整備
 - （4） その他署長が必要と認めた場合の整備
- （ポンプ点検整備）

第24条 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプのポンプ性能点検整備は第19条第4号に定める点検整備時に行うほか、消防ポンプ点検報告書（別記様式第13号）に従い年1回以上実施するものとする。

（機械器具の故障）

第25条 機械器具に異常を認めたときは、必要に応じ、消防用備品破損報告書（別記様式第14号）により署長に報告するものとする。

2 消防団の機械器具に異常を認めた消防団員（以下「団員」という。）は、その旨を所属分団長及び署長に報告するものとする。

（消防ホース）

第26条 消防車両等へのホース積載は、次に掲げるとおりとする。

- （1） ポンプ自動車 15本以上
- （2） 水槽付ポンプ自動車 10本以上
- （3） 小型動力ポンプ付水槽車 10本以上
- （4） 特殊自動車及びその他の自動車 必要に応じ適宜

2 ホースの管理は、各署で定めるホース管理台帳により行うものとする。

3 ホースの使用年数は10年を基準とする。ただし、基準を経過したもので、年1回以上行う1MPaの水圧試験において、漏れ、又は変形しないものは、この限りでない。

（表示）

第27条 消防器具及びホースには、所属名及び年式等を表示するものとする。

（簿冊の処理）

第28条 署所には、次に掲げる簿冊を整備し機械器具の保管及び点検整備その他の状況を明らかにしておかなければならない。

- （1） 車両台帳（別記様式第15号）
- （2） 小型動力ポンプ台帳（別記様式第16号）
- （3） 車両運転記録簿（別記様式第17号）
- （4） 自動車検査証写台帳
- （5） 機械器具修理記録簿（別記様式第18号）
- （6） 運行前点検記録票（大雪消防組合職員の服務に関する規程第23条に定める別記様式第1号及び別記様式第2号）

第5節 職員等の点検

（通常点検）

第29条 消防長及び署長は、年1回以上通常点検を実施し、次に掲げる全部又は一部について点検するものとする。

- （1） 人員、服装及び消防手帳
- （2） 訓練（基本、応用、総合）及び礼式

（特別点検）

第30条 管理者又は副管理者は、年1回以上特別点検を実施し次に掲げる全部又は一部について点検するものとする。

- （1） 訓練（基本、応用、総合）及び礼式

- (2) 消防操法（消防ポンプ車操法・小型ポンプ操法・器具操法）
- (3) 消防演習
- （現場点検）

第31条 現場点検は、警防活動が終了した時、現場において次に掲げる事項について異状の有無を点検するものとする。

- (1) 人員数及び服装
- (2) 消防車両、機械器具及び資機材
- (3) その他必要な事項

2 前項の点検は、出動車両又は隊毎にその隊の長（以下「隊長」という。）が行い隊員の負傷又は機械器具、物品等の紛失若しくは破損があったときは、直ちに上席指揮者に報告しなければならない。

第6節 警防訓練

（訓練の区分）

第32条 署長は、警防活動に係る技術の習熟を図るため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 基本訓練 警防活動の基本技術及び行動の習熟を図るために行う訓練
- (2) 図上訓練 警防計画、災害想定図又はこれらに類するものを利用して、警防活動の技術及び行動の習熟を図るために行う訓練
- (3) 応用訓練 基本訓練及び図上訓練の応用により、警防活動の技術及び行動の習熟を図るために行う訓練
- (4) 総合訓練 総合的な警防活動の技術及び行動の向上を図るために行う訓練
- (5) 合同訓練 他の消防本部及び防災関係機関等と相互に連携して、警防活動の技術、行動の向上並びに協力体制の強化を図るために行う訓練

2 基本訓練及び応用訓練の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本訓練
 - ア 体力錬成訓練 警防活動に必要な体力の向上を図る訓練
 - イ 出動訓練 出動の迅速化を図る訓練
 - ウ 走行訓練 消防車両の走行技術の習熟を図る訓練
 - エ 操法等訓練 消防操法、救助操法、救急応急処置等の技術の習熟を図る訓練
 - オ 水防工法訓練 各種水防工法の習熟を図る訓練
- (2) 応用訓練
 - ア 消防訓練 火災防ぎょ活動の技術の向上を主たる目的とする想定訓練
 - イ 救助訓練 救助活動の技術の向上を主たる目的とする想定訓練
 - ウ 救急訓練 救急活動の技術の向上を主たる目的とする想定訓練

（訓練の実施）

第33条 訓練を実施するにあたっては、事前に訓練計画を策定し、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、軽易な訓練については、この限りではない。

- (1) 目的、日時及び場所
- (2) 訓練指揮者
- (3) 安全管理者
- (4) 訓練参加者及び訓練内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他必要と認める事項

（警防訓練の成果確認）

第34条 消防長又は署長は、次に掲げるところにより訓練成果の確認を行うものとする。

- (1) 署所合同による訓練 消防長

- (2) 所属の消防部隊の訓練 署長

第4章 警防活動体制

第1節 警防活動組織

(消防部隊の種別)

第35条 消防部隊の種別及び小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮隊 指揮車を活用して現場指揮活動に従事する。
- (2) 消防隊 次に掲げるものとする。
 - ア タンク隊 水槽付消防ポンプ自動車を活用して災害全般にわたる警防活動に従事する。
 - イ 大型水槽隊 小型動力ポンプ付大型水槽車を活用して主に消火活動に従事する他、災害全般にわたる警防活動に従事する。
 - ウ ポンプ隊 消防ポンプ自動車を活用して災害全般にわたる警防活動に従事する。
 - エ 支援隊 支援車両等を活用して主に警防活動の支援に従事する。
- (3) 救助隊 救助工作車又は救助器具を積載した消防ポンプ自動車を活用して救助活動に従事する他、災害全般にわたる警防活動に従事する。
- (4) 救急隊 救急自動車を活用して主に救急活動に従事する。

(隊長等の任務)

第36条 小隊の隊長等の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 隊長は、現場最高指揮者の命令を受けて隊員を指揮し、警防活動に従事する。
- (2) 隊員は、隊長の命令を受けて警防活動に従事する。

第2節 消防隊部隊の運用体制

(出動区分)

第37条 警防規程第26条に規定する出動区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1出動 災害の覚知と同時に出動するもので、第1出動隊で容易に警防活動が完結できると判断されるもの
- (2) 第2出動 災害の覚知内容又は現場最高指揮者が災害の規模等により消防部隊の増強が必要であると認めたもので出動隊は次のとおりとする。
 - ア 非番職員による出動隊
 - イ 災害事象の管轄分団（隣接する分団隊を含むことができる。）
- (3) 第3出動 市街地、密集地、その他の区域において、覚知内容又は気象状況並びに大規模な災害で現場最高指揮者からの消防部隊の増強要請又は消防長の状況判断による命令に基づき出動するもので次のとおりとする。
 - ア 管轄署及び管轄全消防団
 - イ 隣接する署隊

(出動計画)

第38条 警防規程第27条に規定する出動計画は、別表第2のとおりとする。

(消防団の出動及び参集要領)

第39条 団員は、所属分団の出動区域において災害等の発生を認知、若しくは警防規程第33条の規定により災害を覚知し、又は出動を命じられた場合は、原則として分団施設に参集し、消防ポンプ自動車で災害現場へ出動するものとする。ただし、分団施設に参集するいとまがない等やむを得ない場合は、災害現場に直接出動することができる。

- 2 出動手段は、徒歩、自転車及び自家用車等とする。
- 3 災害現場に直接参集する場合は、出動途上における交通事故には、十分注意をはらい自家用車等を駐車する際には、警防活動の妨げとならない場所とする。
- 4 災害現場では、防火衣等を着装し自己の安全管理を図るものとする。

第3節 現場指揮

（現場最高指揮者）

第40条 現場最高指揮者は、災害現場に臨場する最上席者とする。

（現場最高指揮者の任務）

第41条 現場最高指揮者の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 警防活動方針の決定
- （2） 消防部隊の配備方針の決定
- （3） 消防部隊の安全管理
- （4） 消防部隊の増強又は縮小の判断
- （5） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（現場指揮本部の任務）

第42条 現場指揮本部の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 被災状況の把握
- （2） 消防部隊の活動状況の把握
- （3） 現場最高指揮者の判断に基づく消防隊の増強要請
- （4） 現場広報
- （5） 被災関係者及び関係機関との連絡
- （6） 情報収集及び管理
- （7） 前各号に掲げるもののほか、現場最高指揮者の特命事項

（現場消防本部の設置）

第43条 警防規程第39条に規定する現場消防本部は、本部長及び現場消防本部副本部長（以下「副本部長」という。）並びに班員をもって組織する。

2 現場消防本部の編成及び任務は、別表第3のとおりとする。

第5章 災害現場における警防活動

第1節 活動の原則

（活動の原則）

第44条 災害現場における各活動の原則は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 火災防ぎょ活動は、人命の安全確保を優先とし、延焼の阻止及び火勢の早期鎮圧を図り、火災による被害を最小限にとどめることをもって原則とする。
- （2） 救助活動は、生命又は身体に危険が及んでおり、自らその危険を排除することが困難な者を、迅速かつ確実な行動で安全な場所に救出することをもって原則とする。
- （3） 救急活動は、傷病者の救命及び症状の悪化防止を目的とし、観察及び必要な応急処置を行い、症状に応じて医療機関その他適切な医療を行うことができる場所に搬送することをもって原則とする。
- （4） 水防活動は、人命の安全確保を最優先とし、重要水防区域を中心として河川等及びその施設の警戒監視にあたりるとともに、重大な被害の発生のおそれのあるときは、速やかに予想される被害の程度に応じた体制に移行して、水災による被害を最小限度にとどめることをもって原則とする。
- （5） 震災及び噴火活動（以下「震災等」という。）は、人命の安全に直接関係する地域、施設等を優先とした火災防ぎょ活動、救助活動及び救急活動を行い、震災等による被害を最小限度にとどめることをもって原則とする。

第2節 警防活動の要領

（初動措置）

第45条 現場最高指揮者又は最先着した隊長は、災害の状況等を判断し、消防部隊の増強要請その他の状況に応じた的確な初動措置を行わなければならない。

（現場速報）

第46条 現場最高指揮者は、次に掲げる事項を署の指令室に速報しなければならない。

- （1） 現場到着及び現場指揮本部の設置状況
- （2） 災害の発生場所及び周知の状況
- （3） 災害の規模及び進展予測
- （4） 要救助者又は行方不明者の状況
- （5） 死傷者の発生状況
- （6） 重大な警防活動方針の決定又は変更
- （7） 警防規程第42条及び第43条に規定する警戒区域の設定状況
- （8） 災害の終息状況及び警防活動の終了
- （9） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 最先着した隊長は、次に掲げる事項を署の指令室に速報しなければならない。

- （1） 現場到着時の災害の状況
- （2） 災害の発生場所及びその周知の状況
- （3） 要救助者又は行方不明者の状況
- （4） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（現場広報）

第47条 現場最高指揮者は、災害の状況、消防部隊の活動等について、現場広報を実施するとともに、報道機関に対しの確な情報を提供するものとする。

（現場交代）

第48条 現場最高指揮者は、警防活動が長時間になると予想されるとき又は必要と認めたときは、隊員の疲労度を考慮し現場交代の措置をとるものとする。

（補給活動）

第49条 現場最高指揮者は警防活動が長時間になり必要と認めたとき、燃料、食料、飲料水及びその他必要な資器材を補給するものとする。

（再燃火災防止措置）

第50条 現場最高指揮者は、残火処理を確実にを行うために別表第4に定める残火処理基準に基づき残火処理チェックカード（別記様式第19号）により残火の確認を行うものとする。

2 現場最高責任者は、消防隊等が火災現場を引揚げるとき再燃火災防止のため必要ある建物等の関係者に対し、監視、警戒等の協力を求め、説示書（別記様式第20号）により説示して、再燃火災の防止に努めるものとする。

第3節 自然災害活動の要領

（初動体制）

第51条 構成町に災害対策本部が設置されない場合の初動体制は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 構成町所管課との緊密な連携のもと災害情報の収集及び危険箇所の警戒巡視に努め地域住民に対して早急に注意を喚起するものとする。
- （2） 特別警防体制の職員を招集し、出動体制を整えるものとする。
- （3） 管轄区域分団の出動準備体制を整えるものとする。

2 構成町に災害対策本部が設置された場合の初動体制は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 構成町災害対策本部及び関係機関と緊密な連携のもとに実施するものとする。
- （2） 構成町災害対策本部と積極的な情報の交換にあたりとともに、必要により災害対策本部に連絡員を派遣するものとする。

- （３） 非常警防体制とし全消防力を結集するために、全ての職員及び団員（団員は、管轄分団のみとすることができる。）を招集し、出動体制を整えるものとする。

（警防本部）

第５２条 警防規程第６０条に定める警防本部の編成は第４３条を準用するほか、署長を副本部長とする。

- ２ 団員の活動又は活動が予想される場合には、消防団長を消防団本部長とし、副団長を消防団副本部長とする。

（災対会議）

第５３条 警防本部長は、警防本部を設置したときは、必要に応じて災害対策会議を招集し、次に掲げる協議を行うものとする。

- （１） 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う応急対策活動の基本方針に関すること。
（２） 関係機関及び消防団との連携に関すること。
（３） その他災害対策に関すること。

（気象災害活動）

第５４条 気象災害活動は、次に掲げるものとする。

- （１） 気象情報の収集と把握をするものとする。
（２） 河川及び低地等の水害危険予想箇所の調査、警戒並びに監視を行うものとする。
（３） 地域住民への状況等の広報を行うものとする。
（４） 構成町の災害対策本部長の指示による関係機関との連携による警防活動を実施するものとする。
（５） 暴風雪災害時には、関係機関との緊密な連携により緊急車の走行を確保するものとする。
（６） 構成町の避難勧告及び指示が発せられた場合は、構成町の地域防災計画に定める避難場所への避難誘導及び避難者情報等の災害対策本部への報告。
（７） 災害時要救護者避難支援の実施。

（地象災害活動）

第５５条 地象災害活動のうち震災時の警防活動は次に掲げるものとする

- （１） 初動処置は、次のとおりとする。
ア 自己及び来庁者の身体保護と職員の人員掌握
イ 消防庁舎の被害状況の調査及び出火防止対策
ウ 消防通信施設の被害の調査及び通信試験
エ 消防車両の屋外火災活動の原則は、次のとおりとする。
（２） 火災活動の原則は、次のとおりとする。
ア 火災、救助及び救急事象が同時に発生した場合は、人命危険の大きい火災を優先とする。
イ 複数の火災を覚知した場合は、避難所、病院及び福祉施設からの火災又はその周辺火災を優先とする。
ウ 複数の火災を覚知した場合は、延焼拡大危険の大きい火災を優先とする。
（３） 救助及び救急活動の原則は、次のとおりとする。
ア 火災現場における活動を優先とする。
イ 火災現場以外においては、多数の人命危険が予測される建物等を優先とする。

ウ 複数の救助、救急事象を覚知した場合は、救命措置を必要とする者を優先とする。ただし、活動人員に比較して多数の者がいる場合は、容易に救出できるものを優先する。

（噴火災害時等活動）

第56条 地象災害活動のうち噴火災害時等の警防活動は、前条によるほか、次に掲げるものとする。

（1） 構成町の避難勧告及指示が発せられた場合は、構成町の地域防災計画に定める避難場所への避難誘導並びに避難者情報等の災害対策本部への報告

（2） 災害時要援護者の避難支援の実施

（3） 災害危険想定箇所全域の全員避難の確認調査及び警戒監視の実施

第4節 武力攻撃災害の活動要領

（武力攻撃災害の兆候の通報）

第57条 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を構成町の管理者又は副管理者に通報する。

（初動体制等）

第58条 武力攻撃災害における初動体制等は、第52条から第54条（第6号及び第7号に限る。）までを準用する。

（関係機関との連携）

第59条 消火活動、救急活動、救助等の警防活動（以下「消火等の警防活動」という。）は、北海道警察及び自衛隊等と相互に連携を図り、出動部隊の安全の確保を図る。

（避難住民の誘導）

第60条 構成町の国民保護対策本部長から避難住民の誘導の要請があった場合は、構成町の国民保護計画に定める避難実施要領に基づき、避難住民の誘導を行うものとする。

（危険物の災害発生防止）

第61条 危険物製造所等における危険物の引火、爆発、飛散又は周辺地域への流出を防止するため緊急の必要がある場合には、危険物の取扱者等に危険物製造所等の全部又は一部の一時停止の制限を行うものとする。

（特殊標章の着用）

第62条 消火等の警防活動をする職員及び団員は、「大雪消防組合特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成19年1月1日施行。）」に定める特殊標章を着用するものとする。

第6章 警防活動の報告

（警防活動報告書）

第63条 警防規程第63条に定める警防活動の報告書は他に規定のあるものを除き次に掲げるものとする。

（1） 火災出動報告書（別記様式第21号（その1）、（その2）、（その3））

（2） 救助出動報告書（別記様式第22号（その1）、（その2））

（3） 火災以外の出動報告書（別記様式第23号（その1）、（その2））

（4） ドクターヘリ支援出動報告書（別記様式第24号）

（火災・災害等即報等）

第64条 警防規程第64条に定める火災・災害等即報の情報収集基準は、別表第5のとおりとする。

2 火災・災害等即報の報告書は、次に掲げるとおりとする。

（1） 火災等即報（別記様式第25号（火災）、別記様式第26号（特定の事故））

- (2) 救急・救助事故即報（別記様式第27号（救急・救助事故））
- (3) 武力攻撃災害即報（別記様式第27号（救急・救助事故））
- (4) 災害即報（別記様式第28号（その1）（災害概況即報）、別記様式第28号（その2）（被害状況即報））
- 3 前項に定める災害のうち消防庁長官が報告を求めるものについては、次により報告するものとする。
 - (1) 火災詳報（別記様式第29号（その1）、（その2）、（その3））
 - (2) 救急詳報（別記様式第30号）
 - (3) 救助詳報（別記様式第31号）

第7章 雑則

（様式の変更等）

第65条 この要綱に用いる様式について、第7条、第9条、第17条、第24条、第28条、及び第63条の別記様式は、署所の状況並びに実情によりこれによらないことができる。

- 2 前項に掲げる別記様式によるほか必要なものについては、署所で定めるものとする。

（準用）

第66条 この要綱において、特に消防団に関して規定されていない事項については、第2条から第4条まで、第21条、第31条、第36条、第44条及び第54条から第60条（第57条は除く。）までを消防団に準用する。

（委任）

第67条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（要綱等の廃止）

- 2 次に掲げる要綱等は、廃止する。

- (1) 大雪消防組合消防部隊出動計画（平成3年大雪警防第3－3号）
- (2) 災害報告等の様式要綱（平成3年大雪警防第3－5号）
- (3) 大雪消防組合再燃火災防止活動要領（平成19年11月26日施行）

別表第1（第9条関係）

警 防 計 画 作 成 基 準		
種別	分類	基準
危険地区警防計画	木造密集地区	木造建築物が密集し、延焼危険及び出火危険が高いことが予想される地区
	消防水利不足地区	消防水利の基準に満たさない地域の集落（おおむね20戸以上）地区
	林野火災危険地区	集落が林野に近隣している地区のうち次に掲げるもの 1 消防水利から半径100メートル以内に当該集落の最遠部が包括されない又は包括されても防ぎよ活動上有効な水量が得られない地区 2 道路が狭あいなために消防車両が容易に進入できない等の消防部隊の活動が困難地区 3 近隣する林野が急傾斜（傾斜度おおむね30度以上をいう。）等により消火活動が困難な地区
	その他	その他上記に準ずる地域として署長が特に必要と認めたもの
特殊建築物等警防計画	消防対象物のうち消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち次に掲げるもの	
	項	指 定 基 準
	(1)	収容人員が500名以上又は延べ面積500平方メートル以上
	(2)	収容人員が100名以上又は延べ面積700平方メートル以上
	(3), (4)	収容人員が300名以上又は延べ面積700平方メートル以上
	(5)イ	収容人員が200名以上又は延べ面積700平方メートル以上
	(6)イ	ベット数50床以上又は延べ面積700平方メートル以上
	(6)ロ	基準の制限なし
	(6)ハ	収容人員が50名以上又は延べ面積700平方メートル以上
	(10), (11), (12) (13)ロ, (14)	延べ面積1,000平方メートル以上
	(13)イ	立体式3階建以上でかつ、延べ面積700平方メートル以上
	(16)イ	3階建以上でかつ、延べ面積700平方メートル以上又は(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が700平方メートル以上のもの
	以外のもの	3階建以上でかつ、延べ面積700平方メートル以上
	その他	署長が必要と認めたもの
	危険物施設	1 消防法第10条に規定する製造所 2 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる危険物について、その指定数量の100倍を超える施設
自警防災計画	がけ地・急傾斜地	構成町地域防災計画に定めるがけ地及び急傾斜地で崩壊の危険がある区域
	水 災	構成町地域防災計画に定める水防区域及び管轄管内における低地帯で浸水が予想される区域で署長が必要と認めた地区

別表第2（第38条関係）

出 動 計 画

管 轄	出 動 種 別		第 1 出 動	第 2 出 動	第 3 出 動
美 瑛 署 管 轄	火 災 出 動	建 物 火 災	指揮隊 タンク隊 タンク隊（CAFS 車） 東署大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団） 東署隊
		車 両 火 災	指揮隊 タンク隊 タンク隊（CAFS 車）	ポンプ隊（管轄分団）	
		林 野 火 災	指揮隊 タンク隊 タンク隊（CAFS 車） 東署大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団） 東署隊
		野 火 火 災	指揮隊 タンク隊 タンク隊（CAFS 車）	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	
		危 険 物 火 災	指揮隊 タンク隊 タンク隊（CAFS 車） 東署大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団） 東署隊
		特 殊 火 災	指揮隊 タンク隊 タンク隊（CAFS 車） 東署大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団） 東署隊
	救急出動		救急隊	救急隊	東署救急隊
	救助出動		指揮隊 救助隊 救急隊	救急隊	
	警戒出動		タンク隊		
	水防出動		指揮隊 ポンプ隊	ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団）
	危険排除出動		タンク隊		

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

東 署 管 轄	火 災 出 動	建 物 火 災	指揮隊 タンク隊 大型水槽隊 美瑛署大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団） 美瑛署隊
		車 両 火 災	指揮隊 タンク隊 大型水槽隊		
		林 野 火 災	指揮隊 タンク隊 大型水槽隊 美瑛署大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団） 美瑛署隊
		野 火 火 災	指揮隊 タンク隊 大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	
		危 険 物 火 災	指揮隊 タンク隊 大型水槽隊 美瑛署大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団） 美瑛署隊
		特 殊 火 災	指揮隊 タンク隊 大型水槽隊 美瑛署大型水槽隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）	ポンプ隊（全消防団） 美瑛署隊
	救急出動	救急隊	救急隊	救急隊	美瑛署救急隊
	救助出動	指揮隊 救助隊 救急隊		救急隊	
	警戒出動	タンク隊			
	水防出動	指揮隊 ポンプ隊	ポンプ隊（管轄分団） ポンプ隊（隣接分団）		ポンプ隊（全消防団）
	危険排除出動	タンク隊			

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

当 麻 署 管 轄	火 災 出 動	建 物 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 比布署隊 愛別署隊
		車 両 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊	
		林 野 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 比布署隊 愛別署隊
		野 火 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	
		危 険 物 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 比布署隊 愛別署隊
		特 殊 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 比布署隊 愛別署隊
	救急出動		救急隊	支援隊	比布署救急隊 愛別署救急隊
	救助出動		指揮隊 救助隊	救急隊 支援隊	
	警戒出動		タンク隊	ポンプ隊（管轄分団）	
	水防出動		指揮隊 タンク隊	支援隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団）
	危険排除出動		タンク隊		

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

比 布 署 管 轄	火 災 出 動	建 物 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 当麻署隊 愛別署隊
		車 両 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊	
		林 野 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 当麻署隊 愛別署隊
		野 火 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	
		危 険 物 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 当麻署隊 愛別署隊
		特 殊 火 災	指揮隊 タンク隊	大型水槽隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 当麻署隊 愛別署隊
	救急出動		救急隊	支援隊	当麻署救急隊 愛別署救急隊
	救助出動		指揮隊 救助隊	救急隊 支援隊	
	警戒出動		タンク隊		
	水防出動		指揮隊 タンク隊	支援隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団）
	危険排除出動		タンク隊		

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

愛 別 署 管 轄	火 災 出 動	建 物 火 災	指揮隊 タンク隊	ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 当麻署隊 比布署隊
		車 両 火 災	指揮隊 タンク隊	ポンプ隊	
		林 野 火 災	指揮隊 タンク隊	ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 当麻署隊 比布署隊
		野 火 火 災	指揮隊 タンク隊	ポンプ隊（管轄分団）	
		危 険 物 火 災	指揮隊 タンク隊	ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 当麻署隊 比布署隊
		特 殊 火 災	指揮隊 タンク隊	ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団） 当麻署隊 比布署隊
	救急出動		救急隊	支援隊	当麻署救急隊 比布署救急隊
	救助出動		指揮隊 救助隊	救急隊 支援隊	
	警戒出動		タンク隊	ポンプ隊（管轄分団）	
	水防出動		指揮隊 タンク隊	支援隊 ポンプ隊（管轄分団）	ポンプ隊（全消防団）
	危険排除出動		タンク隊		

別表第3（第43条関係）

現場消防本部の編成及び任務

本部長	副本部長	班	任 務 分 担
消防長	次 長		本部長補佐及び本部長に事故があるときは、その任務の代行に関すること。
	警防課長	警 防 係 予 防 係	1 警防活動全般の総括指揮に関すること。 2 災害情報の総合分析及び警防活動方針の策定に関すること。 3 無線運用及び通信統制に関すること。 4 警防活動状況の記録・集計に関すること。 5 医療機関の受入体制等に関すること。 6 災害対策本部との連絡調整に関すること。 7 消防用資機材の調達・輸送・配分に関すること。 8 その他特命事項に関すること。
	庶務課長	庶 務 係 経 理 係	1 消防職員及び消防団員の動員及び事故調査に関すること。 2 消防職員及び消防団員の長期活動対策に関すること。 3 災害対策本部への出向・受伝達に関すること。 4 その他特命事項に関すること。

別表第4（第50条関係）

残 火 処 理 基 準

構造別	特に残り火が生じやすい場所等	点 検 要 領	搬 出・破 壊 要 領
木 造	屋根、小屋裏、天井、床下等	点検口（押入れの天井部分等）等からの内部を視認する。	小屋裏、天井裏及び床下の点検には、天井、床等の一部を破壊する。
	家具類（タンス等）戸棚の裏側	移動させて火気及び煙の有無を確かめ、更に内部の収容物を視認する。	1 収容物のうち衣類、書籍等で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等の必要な処置を講ずる。 2 家具類、戸棚等を移動し、必要に応じ破壊器具等により局部を破壊する。
	押入れ、戸袋等	1 収容物を引出し、内部を視認して火気及び煙の有無を確かめる。 2 小屋裏への燃え抜け状況を確認する。	1 収容物等で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等必要な措置を講ずる。 2 小屋裏の点検は、天井、壁等の一部破壊する。
	暖房等の火気使用施設周囲の鉄板張内装裏面及び煙突の貫通部分等	変色部分等の表面を手で触れて温度を確かめる。	変色部分等の表面温度の高い部分及び煙突の貫通部分を破壊器具等により局部破壊する。
	屋根下地等、畳の合せ目等	1 焼け止まり箇所等を視認する。 2 畳で焼きの深いものは床板まで焼き抜けているか確認する。	1 屋根の点検は、屋根、下地及び天井等の一部破壊する。 2 畳で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等の必要な処置を講ずる。
	柱、梁、合掌等のほぞ部分等	1 視認及び表面を素手で触れて温度を確認する。 2 通し柱等に焼きがある場合は、小屋裏、天井裏まで確認する。	必要に応じ、けん引ロープ等により柱、梁等を転倒、落下させる。
	焼き堆積物等	堆積物内部の火気を確認する。	1 可能な限りとび口等で掘起し又は堀崩しを行う。 2 化学製品等で注水、加熱等により発熱の危険性あるものは、できる限り屋外の安全な場所に搬出する。
	布団、マット、繊維類、紙、木材、木くず	深部に残った火気を素手で触れる等して確認する。	消火器等で消火したもの、又は変色しているものなど、できる限り屋外の安全な場所に搬出する。

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

木 造	強い加熱を受けた部分、風下消防対象物の飛火危険箇所等	変色又は強い加熱を受けたと予想される部分を素手で触れて温度を確める。	1 変色又は受熱温度等から必要に応じて破壊器具等で一部を破壊する。 2 布団、繊維類当深部に火気が残り易いものについては、できる限り屋外の安全な場所に搬出する。
防 火 造	モルタル等壁の二重壁内等	変色又は強い加熱を受けたと予想される部分を素手で触れて温度を確める。	必要に応じ、破壊器具等により二重壁の一部を破壊する。
	その他木造及び耐火構造に準ずる。		
耐 火 造	ダクト、パイプスペース等のたて穴部分等	1 点検口等から内部を視認する。 2 直上階等へのたて穴部分等で埋戻しの有無を点検する。 3 可燃物と接している部分を点検する。	1 押入れ等の収容物を引出し、たて穴等の有無を確認する。 2 ダクト等の一部を破壊する。
	ダクト、パイプ等の壁体並びに床貫通部分の仕舞材及び埋戻し箇所等	1 点検口等から視認する。 2 変色部分等の表面を素手で触れ温度を確める。	ダクト、天井、側壁等の一部を破壊器具等により破壊する。
	その他木造及び防火造に準ずる。		

別表第5（第64条関係）

火災・災害等即報の情報収集基準

区 分			情 報 収 集 基 準
火 災 等 即 報	一 般 基 準		1 死者が3人以上生じたもの 2 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
	火 災	建 物 火 災	1 特定防火対象物で死者が発生した火災 2 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3 特定違反對象物の火災 4 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 5 損害額1億円以上と推定される火災
		林 野 火 災	1 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2 空中消火を要請したもの 3 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
		交通機関の火災	1 航空機火災 2 トンネル内車両火災 3 列車火災
		そ の 他	特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	特 定 の 事 故	危険物等に係る事故	1 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの 2 負傷者が5名以上発生したもの 3 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5 河川への危険物等流出事故 6 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
		その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いとみとめられるもの
社 会 的 影 響 基 準		一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	
救 急 ・ 救 助 事 故 即 報			1 死者5人以上の救急事故 2 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 3 要救助者が5人以上の救助事故 4 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 5 その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 (例示) ・列車及び航空機に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、ほかの地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

武力攻撃災害			1 武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害	一般基準		1 災害救助法の適用基準に合致するもの 2 北海道又は構成町が災害対策本部を設置したもの
	個別基準	地震	地震が発生し、構成町の区域内で震度4以上を記録したもの
		風水害	1 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2 河川の溢水又は破堤により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	1 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの 2 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準		「一般基準」「個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

別記様式第1号（第7条関係）

消 火 栓 調 査 書

番号	台帳番号	名 称	異常の有無	備 考
調 査 年 月 日			調 査 員	
年 月 日				

別記様式第2号（第7条関係）

防 火 水 槽 調 査 書

（単位：t）

番号.	台帳番号	名 称	規格水量	給水管・通気管 の異常の有無	水 量 の 異 常 の 有 無
調 査 年 月 日			調 査 員		
年 月 日					

別記様式第3号（第9条関係）

（表）

危険地区警防計画

管 轄：

管理番号：

住 地 区 所 名	
区域面積（概数）	
区 域 内 棟 数	
世 帯 数	
避 難 場 所	
区域内水利状況	
危険個所及び要因	
警防活動上特に 必要な事項	
災害弱者情報	1 身体障がい者福祉法第15条に規定する身体障がい者手帳1級若しくは2級の認定を受けた者 2 65歳以上の単身高齢者 3 65歳以上で構成された世帯 4 署長が自力で避難することが困難と認めた者

別記様式第4号（第9条関係）

（表）

特殊建築物等警防計画

管 轄：

管理番号：

名 称	電話：（昼） 電話：（夜）				
住 所					
所 有 者 等	代 表 者： 電話： 携帯： 管 理 者： 電話： 携帯： 取扱責任者等： 電話： 携帯：				
対 象 物	令別表区分	項	構 造： 地上 階，地下 階 建築面積： 延 面 積：		
危 険 物 施 設	貯 蔵 所 又 は 貯蔵所の区分		指定数量 の 倍 数	倍	
水 利 状 況					
危 険 情 報 等	圧縮アセチレン関係： 液化石油ガス関係： 少 量 危 険 物 関 係： 毒 劇 ・ 劇 物 関 係： その他の危険情報：				
警防活動上特に 必 要 な 事 項					

別記様式第5号（第9条関係）

（表）

自然災害警防計画

管 轄：

管理番号：

住 地 区 所 名	
区 域 内 棟 数	
世 帯 数	
避 難 場 所	
危険個所及び要因	
警防活動上特に 必要な事項	
災害弱者情報	1 身体障がい者福祉法第15条に規定する身体障がい者手帳1級 若しくは2級の認定を受けた者 2 65歳以上の単身高齢者 3 65歳以上で構成された世帯 4 署長が自力で避難することが困難と認めた者

別記様式第3号，4号，5号（第9条関係）
（裏）

防ぎょ計画図

別記様式第6号（第13条関係）

年 月 日

消防署長

住所
氏名

印

消 防 水 利 指 定 承 諾 書

私の所有（管理・占有）する下記私設が消防水利として指定され、消防の用に供されることを承諾します。

記

- 1 所在地
- 2 水利の種別及び容量
- 3 指定期間
- 4 使用上の条件

別記様式第7号（第13条関係）

年 月 日

消防署長

住所
氏名

印

指定消防水利変更等届出書

私の所有（管理・占有）する指定消防水利は、下記により変更（撤去・使用不能）したいので、届出ます。

記

1 私設の名称（種別）

2 所在地

3 容 量

4 指定年月日

5 変更の理由

6 使用不能期間等

別記様式第8号（第15条関係）

消火栓・防火水槽使用水量記録表

					【期間	年 月～	年 月】
月日	使 用 件 名	使用水利	使用車両	使用回数	使用時間 (分)	使用水量 (t)	
合 計							

別記様式第9号（第16条関係）

私設消火栓等使用届出

構成町所管課長あて

年 月 日

届出人
住所
氏名

印

（TEL ）

次のとおり（消火活動・訓練）に使用しましたので届出します。

消火栓等設置場所	
設置所有者氏名	
使用水利	消火栓【 基】・防火水槽【 基】・計【 基】
使用年月日	年 月 日
使用時間	時 分 ～ 時 分
使用水量	m ³

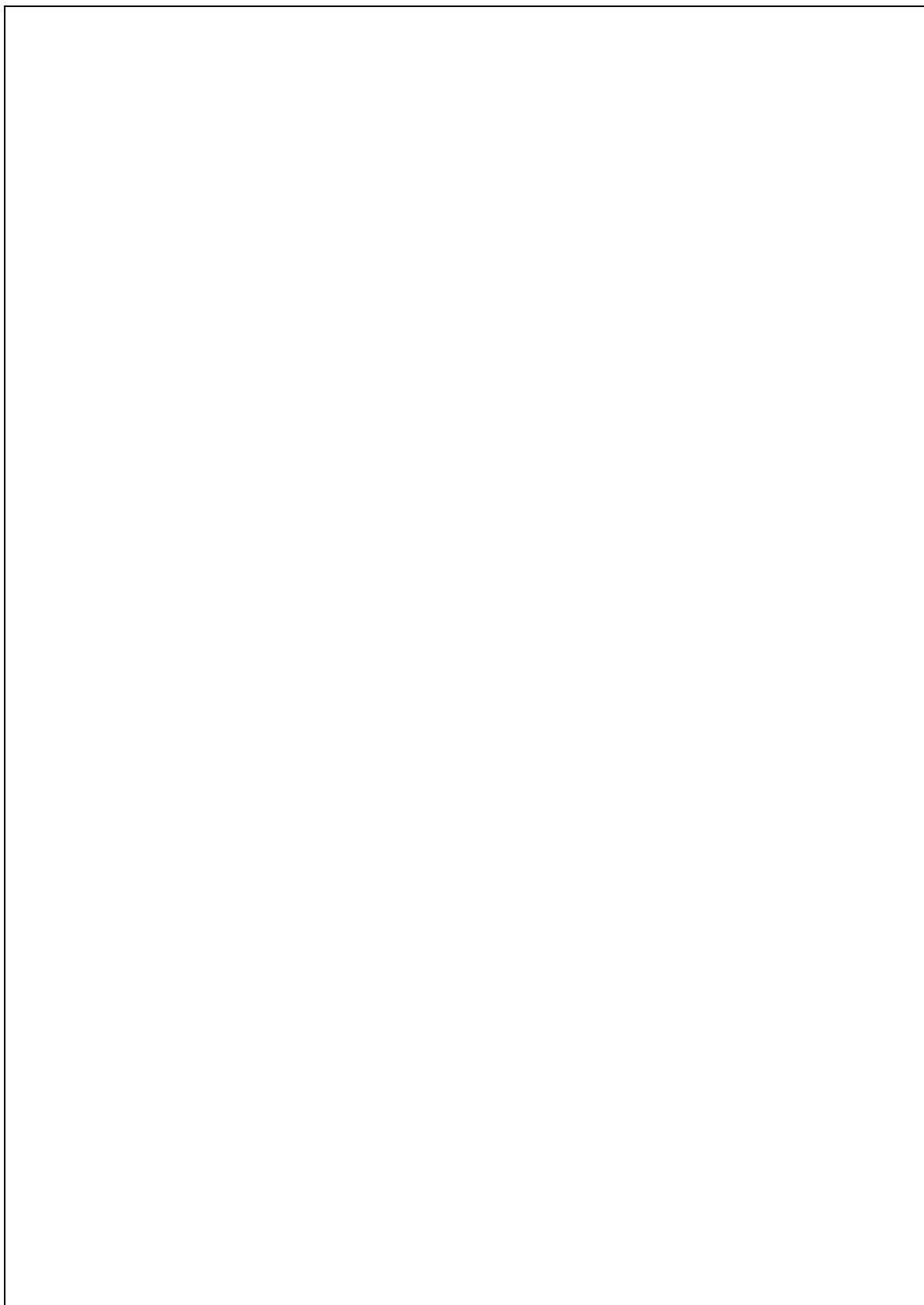
上記使用内容に相違ありません。

年 月 日

消防署長

（裏）
消 火 栓 台 帳

位置図等



別記様式第11号（第17条関係）

（表）
防 火 水 槽 台 帳

台帳番号 _____

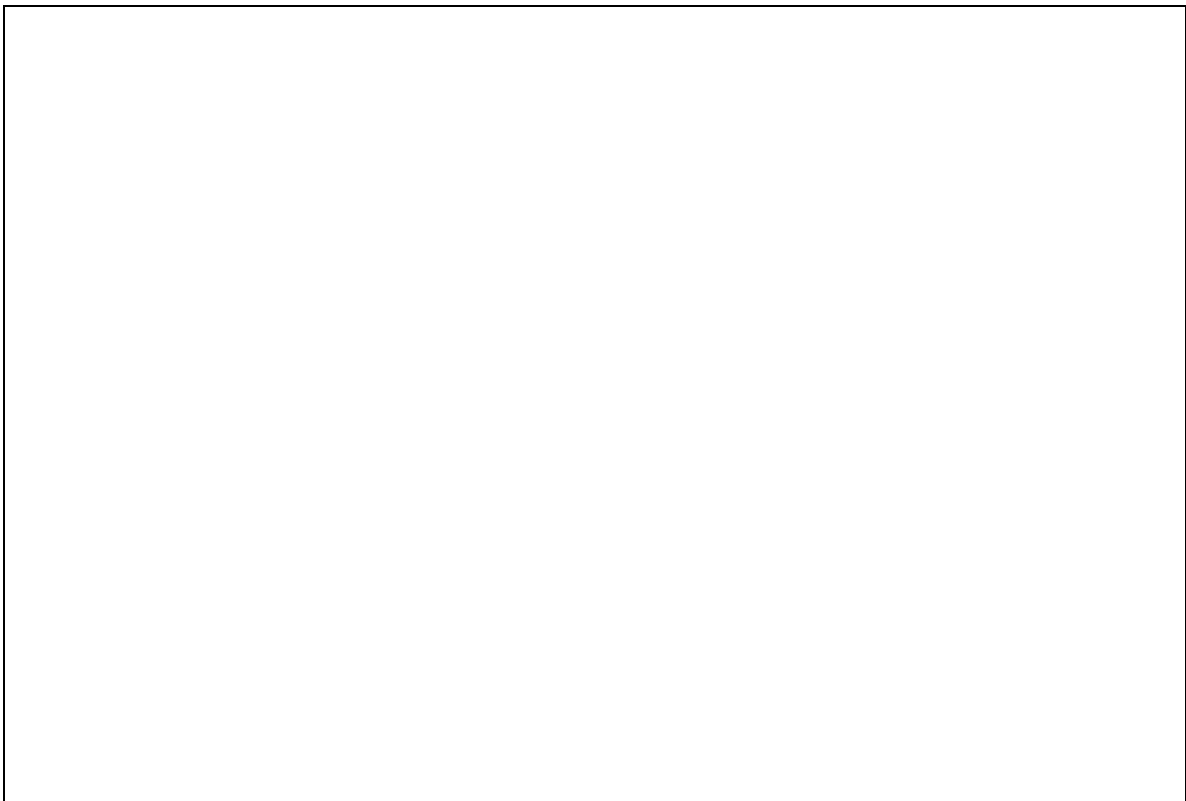
名 称				設置年月日	年 月 日	
設置位置				設置種別	公設 ・ 私設	
種 別	Ⅰ型 ・ Ⅱ型 ・ 二次製品			工事経費		
規 格	縦 m	横 m	高さ m	容量 t	有効水量 t	
給水形式	制水弁 ・ 自動給水 ・ 補 給 ・ 自 然					
吸水形式	給水管【有 ・ 無】 マンホール【有 ・ 無】					
標 識	規 格:			設置年:		

備考（故障，修理，その他）

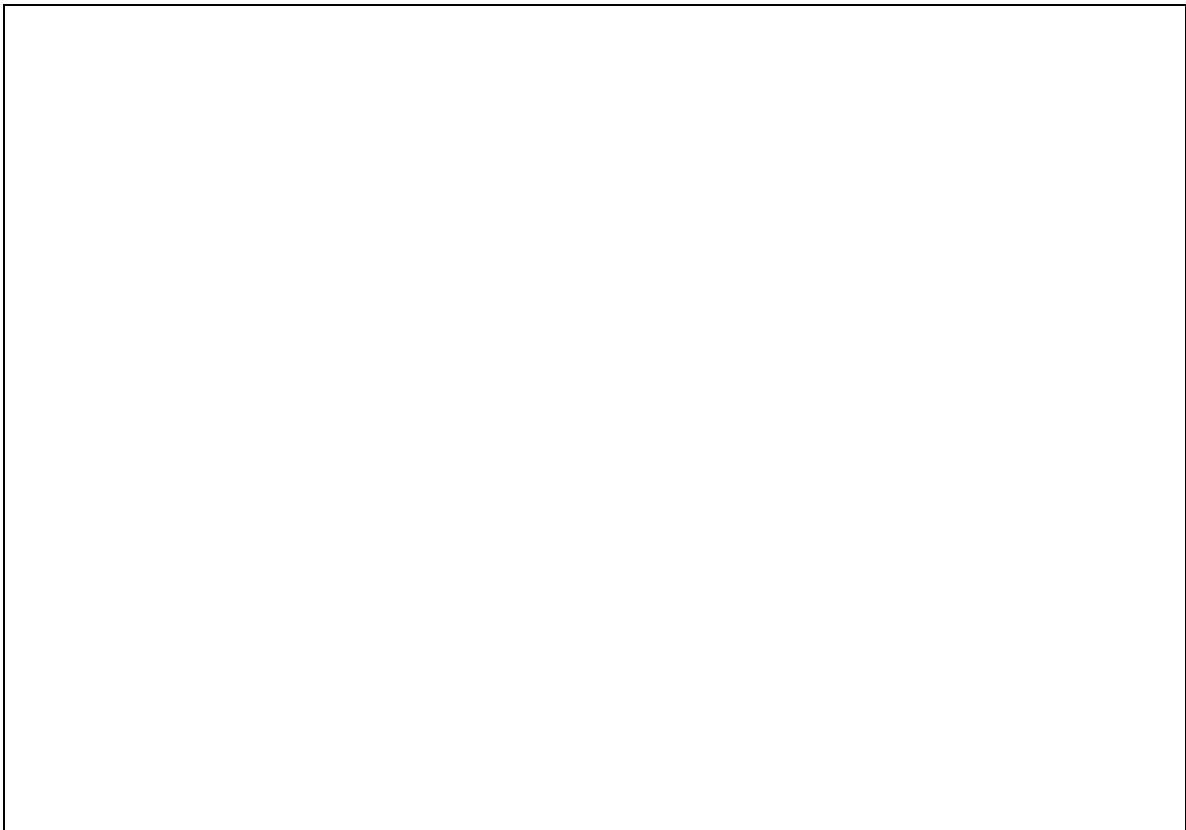
年 月 日	内 容	年 月 日	内 容

(裏)
防 火 水 槽 台 帳

位置図等



吸水管，マンホール，補水バルブ等位置図



別記様式第12号（第17条関係）

指定消防水利台帳

台帳番号 _____

名 称	
所 有 者 等	住所： 氏名：
水 利 の 用 途	
使用可能水量	t
道 路 等	有効幅員 m 車両進入状況【可・否】
指 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	排水型式【自動・強制】 仕切弁型式【□・―・○】
所在明細図	
水利使用上の参考事項	

別記様式第13号（第24条関係）

消 防 ポ ン プ 点 検 報 告 書

配 置 場 所		点 検 年 月 日	年 月 日		
車 両 名 等		点 検 実 施 者			
型 式					
年式・号機番号					
点 検 箇 所		処 置	点 検 箇 所		処 置
① 主ポンプ			㉑ センターブレーキ		
② 主ポンプグリースカップ			㉒ 冷却水加減弁用ストレーナー		
③ 主ポンプドレンバルブ			㉓ 冷却水加減弁チェックバルブ		
④ ポンプ吸水ポート			㉔ ポンプ駆動ギヤーカップリング		
⑤ 吸水パイプ			㉕ ポンプ動力伝導装置		
⑥ 吸水コック			㉖ トランスミッション		
⑦ 逆流防止弁			㉗ 圧力計		
⑧ 吐水パイプ			㉘ 連成計		
⑨ 吐水コック			㉙ 各部配管のパイプ状態		
⑩ 吐水コックドレンバルブ			㉚ 真空オイル吸入排出状態		
⑪ 止水弁			㉛ 各部グリス状態		
⑫ 主ポンプチェックバルブ					
⑬ 真空ポンプ					
⑭ 真空ポンプ駆動ギア					
⑮ 真空ポンプ注油槽					
⑯ 油量計					
⑰ 自動絶縁水圧器					
⑱ 主ポンプグラントパッキン					
⑲ ローラークラッチ用注油					
㉔ 真空ポンプ駆動ギヤーケース					
真空試験	真空示度： kpa 吸水状態：				
放水試験	筒先口径： mm 放水圧力： Mpa				
特記事項					

備考：点検個所に異常がない場合は○印を異常がある場合は×印を記すこと。

別記様式第14号（第25条関係）

消 防 用 備 品 破 損 報 告 書

年 月 日

署長

報告者職氏名

⑩

品 名	規 格	数量	破 損 理 由 及 び 程 度

別記様式第15号（第28条関係）

（表）

車 両 台 帳
車名

仕 様			
車 両 番 号		最 高 出 力	ps/rpm
車 両 重 量	kg	最 大 ト ル ク	kg m/rpm
車 両 総 重 量	kg	車 体 番 号	
全 長	m	タ イ ヤ サ イ ズ	
全 幅	m	初 年 度 登 録	
全 高	m	乗 車 定 員	
ホ イ ー ル ベ ー ス	m	購 入 年 月 日	
車 種		購 入 先	
最 大 積 載 量	kg	購 入 価 格	
型 式		消 防 型 式	
原 動 機 型 式			
総排気量又は定格出力	kw L		

国 家 検 定 合 格 証			
型 式 番 号		機 関 製 造 番 号	
検 定 番 号		車 台 番 号	
種 別		車 台 製 造 番 号	
ポ ン プ 型 式		級 別	
ポ ン プ 製 造 番 号		整 理 番 号	
機 関 型 式			
鑑 定 書			

特 記 事 項	

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

[illegible]

別記様式第16号（第28条関係）

小型動力ポンプ台帳

配置場所

仕 様			
製 造 番 号		ポ ン プ 型 式	
検 定 規 格		ポ ン プ 形 式	
型 式 名		規 格 回 転 数	rpm
エ ン ジ ン 型 式		規 格 圧 力	
重 量	kg	最 高 圧 力	
内 径 × 行 程	mm	規 格 放 水 量	m ³ /min
総 排 気 量	L	購 入 年 月 日	
点 火 プ ラ グ		購 入 先	
馬 力	ps	購 入 価 格	
燃 料 消 費 率	g/ps		
タ ン ク 容 量	L		
燃 料 混 合 比			

国 家 検 定 合 格 証			
形 式 番 号		機 関 製 造 番 号	
検 定 番 号		級 別	
種 別		整 理 番 号	
ポ ン プ 型 式			
ポ ン プ 製 造 番 号			
機 関 型 式			
鑑 定 書			

特 記 事 項	

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

[illegible]

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

別記様式第17号（第28条関係）

運 転 簿

				平成 年 月		車両名		
日 付	運 転 時 間	運 転 用 務	場 所	積算距離数	当日距離数	燃 料 給 油	備 考	運転者
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
	自 : 至 :			km	km	ℓ		
月 間 走 行 距 離 数		月 間 燃 料 給 油 量					決 裁 欄	
km		ℓ						

別記様式第18号 (第28条関係)

機械器具修理記録簿

機 械 器 具 名		車名・登録番号 又は備品番号	
修 理 年 月 日	年 月 日	依 頼 工 場 等	
異 常 発 生 状 況			
原 因 及 び 修 理 内 容			
交 換 部 品			
指 示 事 項			
備 考			

別記様式第19号（第50条関係）

残火処理チェックカード

火災番号				鎮火決定者				作成者			
残火処理終了日時				年 月 日 時 分				残火処理の必要性		有・無	
処理対象物		名称				占有者等氏名					
		構造		木・防・準耐・耐・他		用途				処理階 階	
番号	点 検 箇 所			点検結果		備 考					
1	屋 根										
2	小 屋 裏										
3	天 井 裏										
4	壁 体										
5	床										
6	畳										
7	柱										
8	押 入 ・ 戸 袋										
9	ダ ク ト										
10	パ イ プ ス ペ ー ス										
11	火 気 施 設										
12	布 団 ・ マ ッ ト										
13	家 具										
14	ロ ッ カ ー										
15	書 籍										
16	繊 維 ・ 紙 ・ 木 材										
17	焼 き 堆 積 物										
18	そ の 他										
立会人氏名						区 分		所 ・ 管 ・ 占 ・ 他			

- （注） 1 点検し異常なしと判断した場合 ○
 2 点検の必要なしと判断した場合 ×
 3 点検箇所が存在しない場合 /

別記様式第20号（第50条関係）

消防隊の現場引揚げに伴う協力願い

（控）

交付日時	平成 年 月 日 時 ごろ				火災番号
対 象 物	住所 名称 占有者等氏名				
受 領 者		受 領 者 区 分	所 ・ 管 占 ・ 他	交 付 者	

切 り 取 り 線

平成 年 月 日	
様	
署長	
消防隊の現場引揚げ後、次の事項にご配慮とご協力願います。	
1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検して、鎮火と決定しました。しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場所とは異なり、予見できないことから再出火等の発生する危険がありますので引き続き、警戒を行ってください。	
2 現場保全等のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。	
3 異常と思われる煙、炎等に気付かれたときは、速やかに次の連絡先に通報してください。	
連絡先	消防署 電話 （ ）

別記様式第21号(その1)（第63条関係）

火 災 活 動 記 録 書										年間出勤No.
決 裁 欄										
出勤種別				発生場所						
覚知日時		平成 年 月 日() :				覚知種別		専用・携帯・FAX・一般・郵付・緊急通報・その他		
天 候		℃	%	風向	m/s	招 集		防災無線・サイレン		
受 信 者		通 信 員				有・無		職員のみ・職団員		
通 報 者		所 有 者		福家俊雄						
経過時間		出 動 車 両								
経過時間	出 動	:	:	:	:	:	:	:	:	
	現 着	:	:	:	:	:	:	:	:	
	放水開始	:	:	:	:	:	/	/	:	
	放水停止	:	:	:	:	:	/	/	:	
	撤 収	:	:	:	:	:	:	:	:	
	現場引揚	:	:	:	:	:	:	:	:	
出勤者名	帰 署	:	:	:	:	:	:	:	:	
	隊 長									
	機関員									
	放水員									
	放水員									
	隊 員									
放水口数										
使用水利										
使用機器										
要救助者		有・無		救助活動経過時間		: ~ :				
待機者名										
出場経路略図 一別紙添付										
火災防御略図 一別紙添付										
覚 知 内 容										

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

別記様式第21号(その2) (第63条関係)

[illegible]

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

別記様式第21号(その3) (第63条関係)

隊活動内容	
現着時の状況	
活動の概要	
隊の反省等	
資機材の破損、補給状況	

別記様式第 2 2 号（その 1）（第 6 3 条関係）

救助出動記録

決 裁 欄

発 生 年 月 日	平成 年 月 日 曜日	救助活動の有無	☐ 有 ・ ☐ 無	
事 故 種 別	☐ 交通事故・ ☐ 機械事故・ ☐ 水難事故・ ☐ 自然災害・ ☐ その他()			
発 生 場 所				
通報者住所・氏名				
経 過 時 間	所 要 時 間	通 信	受 信 員	
覚 知 時 分		救 助 隊	通信員	
出 動 時 分			隊 長	
現 場 到 着 時 分			隊 員	
活 動 開 始 時 分			隊 員	
活 動 終 了 時 分			隊 員	
現 場 引 揚 時 分			機 関 員	
帰 署 時 分		覚 知 方 法	☐ 専用・携帯・テレコム ☐ 一般加入 ☐ 郵便 ☐ その他()	
所要時間(覚知～帰署)	分	走行距離	km	
出 動 車 両	☐ 翔雲号・ ☐ その他()		未救助	☐ 自力脱出・ ☐ 誤報・ ☐ いたずら ☐ 家族等他の者による救助 ☐ 先着救急隊による救助
特に使用した資器材並びに要請依頼した機械等	品 名 等	個 数	気 象 状 況	天候 気温 ℃ 湿度 % 風速 m/s 雨量 ml 積雪 cm 警報 ☐ 有・ ☐ 無()
事 故 の 概 要				
救 助 隊 到 着 時 の 状 況				

別記様式第 2 2 号（その 2）（第 6 3 条関係）

要 救 助 者	氏 名	年 齢	性 別	住 所
			男 ・ 女	
			男 ・ 女	
			男 ・ 女	

救 助 活 動 内 容	

現 場 概 要 図	

別記様式第23号（その1）（第63条関係）

出 動 報 告 書										年間出動No. 	
決 裁 欄											
出 動 区 分					発 生 場 所						
覚 知 日 時	平成 年 月 日 時 分				覚 知 種 別	専用・携帯・テレコム・一般加入・緊急通報・駆けつけ・(その他)					
通 報 者											
受 信 者					通 信 員						
招 集	防災無線 ・ サイレン ・ その他() : 職員 ・ 職団員										
気 象	天候		温度	℃	湿度	%	風速	m/s	風向		
出 動 車 両、人 員 及 び 時 間 経 過											
出 動 者 名	車両名										
	隊 長										
	機関員										
	隊 員										
	隊 員										
	隊 員										
時 間 経 過	出 動	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
	現 着	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
	活動開始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
	活動終了	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
	引 揚	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
過	帰 署	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
	使用資器材										
待 機 者											
出動経路											

第8編 業務（大雪消防組合警防規程実施要綱）

別記様式第23号(その2)(第63条関係)

通報内容及び事案概要

[illegible]

現場到着時の状況

[illegible]

活動の概要

This image shows a large, empty rectangular area with a light beige or cream-colored background. The area is framed by a thin black border. There are no visible markings, text, or images within the central space.

隊長の所見等

[illegible]

資器材の破損、補給状況

別記様式第 2 4 号（第 6 3 条関係）

ドクターヘリ支援
出動報告書

決 裁 欄

発 生 年 月 日		平成 年 月 日		曜 日		出 動 番 号			
発 生 場 所									
通 報 者									
経 過 時 間		所 要 時 間		覚 知 方 法		☐ 専用・携帯・テレコム ☐ 一般加入 ☐ 駆付 ☐ その他()			
覚 知	時 分			受信者					
出 動	時 分			通信員					
ランデブー ポイント到着	時 分			隊 長					
ドクターヘリ着陸	時 分			隊 員					
ドクターヘリ離陸	時 分			機関員					
ランデブー ポイント引揚	時 分								
帰 署	時 分					☐ 事前協議済の離着陸場所 ☐ 事前協議がなされていない場所 ☐ 空港・飛行場・公共または非公共ヘリポート			
所要時間(覚知～帰署)		分		走行距離		km		ランデブー ポイント	
出 動 車 両		☒ 指揮支援車・ ☐ その他()							
特に使用した資器材並びに要請 依頼した機械等		品 名 等		個 数		気 象 状 況		天 候	
						湿度		%	
						風 向			
						気温		℃	
事故概要									
到着時の状況									
活動概要									

別記様式第25号(火災)（第64条関係）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
署 所 名	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出 火 場 所				
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所	出 火 原 因			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	人	死者の生じた 理 由	
	負傷者 重症	人		
	中等症	人		
	軽 症	人		
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積	
焼 損 程 度	全 焼 棟 焼損 半 焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気 象 状 況	
消防活動状況	消防本部（署）	台	人	
	消 防 団	台	人	
	そ の 他		人	
救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

別記様式第26号(特定の事故)（第64条関係）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
		署 所 名			
		報告者名			
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重 症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			海 上 保 安 庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

別記様式第27号(救急・救助事故)（第64条関係）

				第 報	
				報告日時	年 月 日 時 分
				都 道 府 県	
				署 所 名	
				報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態				
発 生 場 所					
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法			
事故等の概要					
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）		負傷者等 人（ 人）		
	計 人		{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）		
不明 人					
救助活動の要否					
要救護者数(見込)			救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況					
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

別記様式第28号(その1)(災害概況即報)（第64条関

災害名 (第 報)		報告日時	年 月 日 時 分							
		都道府県								
		署 所 名								
		報告者名								
災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

別記様式第 2.8 号(その 2) (被害状況即報)（第 6 4 条関係）

都道府県	区	分	被	害	
災害名 報告番号	災害名 報告番号	災害名 報告番号	田	流失・埋没	ha
			冠	水	ha
			畑	流失・埋没	ha
			冠	水	ha
			文	施設	箇所
			病	院	箇所
			道	路	箇所
			橋	りょう	箇所
			河	川	箇所
			港	湾	箇所
被害者	被害者	被害者	砂	防	箇所
			清	掃	箇所
			崖	施設	箇所
			崖	くずれ	箇所
			鉄	道不通	箇所
			被	害船	隻
			水	道	戸
			電	回線	回線
			電	気	戸
			ガ	ス	戸
被害	被害	被害	ブ	ロック	塀等
			他		
			り	災世	数
			り	災者	数
			火	建	物
			災	険	物
			発	生	の
			公	共	棟
			そ	の	棟

区	分	被	害	都道府県
公立文教施設	千円			都道府県
農林水産業施設	千円			市
公共土木施設	千円			町
その他の公共施設	千円			村
小計	千円			
公共施設被害市町村数	団体			
農業被害	千円			
林業被害	千円			
畜産被害	千円			
水産被害	千円			
商工被害	千円			
その他				
被害総額	千円			
消防職員出動延人数	人			
消防団員出動延人数	人			
災害発生場所				
災害発生年月日				
災害の種類概況				
応急対策の状況				
119番通報件数				
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況				
・避難の勧告・指示の状況				
・避難所の設置状況				
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況				
・自衛隊の派遣要請、出動状況				
・災害ボランティアの活動状況				

※ 1 被害額は省略することができるものとする。
※ 2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

別記様式第29号(その1) (第64条関係)

火 災 詳 報

1 火元	市(区) 町 村		丁目		番地		号		業 態 氏 名 又は代表者氏名			
2 日 時	出 火 昭 和 年 月 日 時 分		覚 知 時 分		放 水 始 時 分		火 勢 圧 時 分		鎮 火 時 分 3 覚知方法			
4 火 災 原 因	発 火 源 経 過		着 火 物		原因の概要							
5 損 害 程 度	建物焼損面積		火元の面積		m ²		天 気		相対湿度		観 測 場所 日時	
	焼損土地面積		類焼の延べ面積		m ²		風 向		実効湿度		その他気象上の参考事項	
	焼損林地面積		建物焼損区域面積		m ²		風 速		積 雪			
	焼損むね数		全焼()半焼()部分焼()		m/sec		風 温		火災警報発令			
	り災世帯及び人員		全損()半損()小損()		人		火災警報発令		有・無			
損 害 額		千円										
7	火 災 元 建 物 及 び 周 囲 建 物 の 状 況											
街区(ブロック)及び面積		No. m ²		構造		消火設備		消火設備等の使用の詳細		区 分		
地域及び地区				名称		水 利				消 防 吏 員		
建物疎密度又は率		疎・中・密 %		用途		警報設備				消 防 団 員		
周囲の道路、空地又は進入路の状況				出火箇所		避難設備				消防活動に関係ある者		
最寄消防機関からの距離		m		(具体的に記入すること)		予 防 査 察 状 況		年 月 日 実施		応 急 消 火 義 務 者		
付近の消火栓										消 防 協 力 者		
水利状況										そ の 他 の 者		
その他										計		
9	延焼拡大の理由		都市構成		延焼阻止の理由		都市構成		火 災 に よ る 教 訓		12 主な焼損建物の名称	
消 防		ア 道路狭あい		消 有 効 注 水 (公、私)		消 防		道 路 幅 員 (m)		13 死者及び負傷者の生じた理由		
ア 通報のおくれ		ア 道路狭あい		ア 有 効 注 水 (公、私)		ア 消 防		ア 道 路 幅 員 (m)		ア 熟睡		
ウ 火災現場到着のおくれ		ウ 木造建物の密集		ウ 破 壊 消 防		ウ 消 防		ウ 空 地 及 び 樹 木 (幅 m)		アイ 泥酔		
エ 機械の不備		エ 地形的不利(突出地、けいこく地、段丘地)		エ 破 壊 消 防		エ 消 防		エ 沼 沢 湖 海 断 が い		ウ 病 気		
オ ボンプ台数の不足		オ 可燃性屋根が多い		オ 破 壊 消 防		オ 消 防		オ 飛 火 の 消 火		エ オ 身体・精神の障害		
オ 水不足		オ 可燃性屋根が多い		オ 破 壊 消 防		オ 消 防		オ 飛 火 の 消 火		エ オ 身体・精神の障害		
ア 強風、烈風		ア 飛火の発生		ア 飛火の発生		ア 飛火の発生		ア 飛火の発生		カ 老人		
ウ ひでり続き、乾燥がばい		ウ 飛火の発生		ウ 飛火の発生		ウ 飛火の発生		ウ 飛火の発生		カ 老人		
ウ フェーン現象		ウ 飛火の発生		ウ 飛火の発生		ウ 飛火の発生		ウ 飛火の発生		カ 老人		
										逃 げ 遅 れ		
										消 火 作 業 中		
										そ の 他 ()		

別記様式第29号(その2) (第64条関係)

火 災 詳 報

〔付表 1 消防活動状況〕

[illegible]

別記様式第30号（第64条関係）

救 急 詳 報

1 事故発生場所	市(区) 町 村		丁 目		番 号		4 事故種別		火 災	水 難	交 通	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他
2 発 生 日 時	年	月	日	時	分	秒	3 覚知方法											
5 救 急 事 故 等 の 概 要	8 出動車両及び人員																	
6 死 傷 者	消防機関による搬送人員			消防機関以外に搬送人員			不搬送人員			救 急 隊 員								
	搬送人員			搬送人員			搬送人員			救 助 隊 員								
	搬送人員			搬送人員			搬送人員			その他の消防職員								
	搬送人員			搬送人員			搬送人員			計								
	搬送人員			搬送人員			搬送人員			消 防 団 車 両 合 計								
7 消防本部又は救急隊名	出動人員	到着時刻	搬送距離	搬送時間	搬送人員	搬送時間	9 他機関による出動車両及び人員の状況											
10 救出作業概要	11 死者が多数出た理由			12 この事故による訓														
13 その他必要事項																		

別記様式第31号（第64条関係）

救 助 詳 報

1 事故発生場所	市(区) 町 村	丁目	番	4 事故種別		火災	交通	水難	自然災害	機械	建物	ガス	爆発	その他		
2 発生日時	年 月 日	発生時分	時 分	覚知時分	3 覚知方法											
5 救助事故等の概要	6 気象状況															
7 区分	当該事故に係る死傷者数		消防機関による救助人員及び死傷程度		10 救助活動に使用した機械器具等											
死者			計		男		女		観測場所及び日時	天気	風速	風向	湿度	気温	降水量	その他気象上の参考事項
重症者									天	風	位	風速	度	温	雪	%
中等症者									風	位	風速	度	温	雪	cm	℃
軽症者									当日の降雨量	mm	積					
その他									その他気象上の参考事項							
計									救助活動に使用した機械器具等							
8 出動隊の概要	消防本部又は隊名	車両種別	人員	出動現場までの距離	到着時刻	救助活動の有無	救助完了時刻	救助活動の要	11 救助活動の要							
				分	分	分	分									
9 他の機関による出動車両及び人員の状況	12 こよの事故に訓															
	13 必要の事項															